



## 「令和6年能登半島地震」の被災者の方々に対する 財形貯蓄・財形住宅・財形年金保険に関するご案内

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

災害により被害を受けられた方は、以下の特別なお取扱いや非課税特例が適用される場合がございますので、ご案内いたします。  
被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

### <財形貯蓄積立保険・財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険>

#### 【1】解約返戻金・保険金・給付金等お支払時の必要書類の一部省略について

災害救助法が適用された地域で被災された契約者様には、お申し出があればお手続きの際、本人確認書類基準の一部緩和等により、迅速なお支払いをさせていただきます。

#### 【2】保険料の払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合には、勤務先の事務担当者様より、以下のお問合せ先へご連絡ください。

※ 保険料払込再開予定月等を確認させていただき、契約者様のご契約については一時的に保険料払込中断扱いとさせていただきます。後日、改めて当社にご連絡いただくことで再開することができます。

### <財形住宅貯蓄積立保険・財形年金積立保険>

#### 【1】災害等の事由による目的外解約時の非課税特例

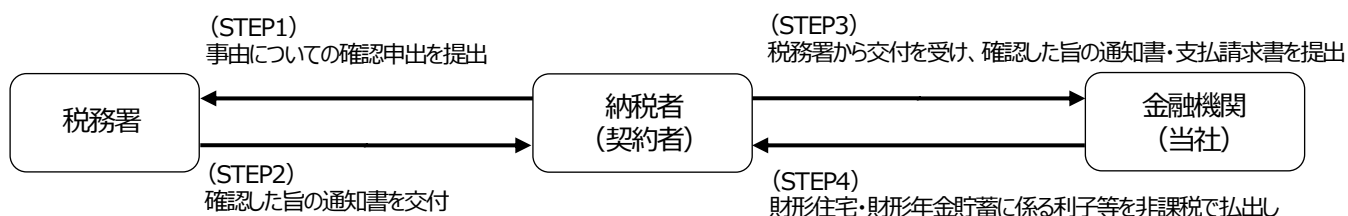
非課税財形貯蓄（財形住宅・財形年金）を本来の目的（住宅購入等、年金受取）以外で払出すために解約される場合（目的外解約）、本来は利子等に課税されますが、目的外解約が災害等の事由による場合には、一定の要件のもと、税務署の確認を受けた場合に、非課税特例が適用されます。

##### （1）非課税特例の対象となる「災害等の事由」

対象となる商品	非課税特例払出の対象となる事由
ニッセイ財形住宅 ニッセイ積立型財形年金	① 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
	② 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
	③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
	④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
	⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

(2) 非課税特例を受ける場合のお手続方法

- ・ **住所地の所轄税務署長に確認申出をし、税務署長の確認を受けてください。**【下図 STEP1,2】  
(上記の事由が生じた日から **1 1 カ月以内** に所定の申出書の提出が必要)
- ・ **税務署長の確認を受けた通知書と「財形支払請求書」を当社へご提出ください。**【下図 STEP3】  
(上記の事由が生じた日から **1 年以内** に払出しが必要)



※当特例の取扱いに関する詳細は、電話等で最寄りの税務署へ直接お問合せいただくか、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/saigai/index.htm>) をご確認ください。  
国税庁ホームページ TOP > 右上検索欄に、「災害 財形」を入力 > 災害により被害を受けられた方へのお知らせ (勤労者財産形成住宅 (年金) 貯蓄関係)

当案内および当社財形保険契約に関するご照会は、以下のお問合せ先へご連絡ください。

■ お問合せ先

日本生命保険相互会社 財形管理課

**0 1 2 0 - 9 8 1 - 8 1 8 (通話料無料)**

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、12/31～1/3を除く)